

離島振興のための国税・地方税の 優遇措置について

令和 8 年 5 月

国土交通省 国土政策局 離島振興課

目次

	ページ
はじめに	3
離島地域の税制特例制度（国税）の概要 . .	4
対象となる地域	5
対象となる業種	6
対象となる設備投資	7
事業者・設備投資の規模等の要件	8
離島地域の税制特例制度（地方税）の概要	9
離島税制まとめ	10

はじめに

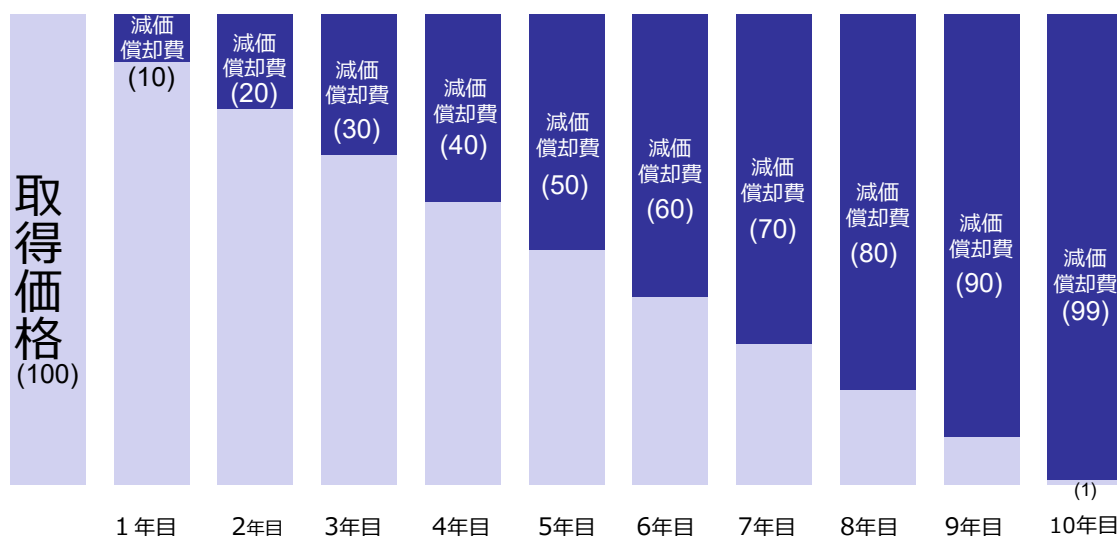
減価償却について

事業者がその事業のために使用する機械や建物などの資産は、使用による劣化などで価値が減少します。このような時の経過による資産価値の減少を、定められた範囲内で、一定の方法（定額法・定率法）で費用として継続的に計上していく仕組みを減価償却といいます。

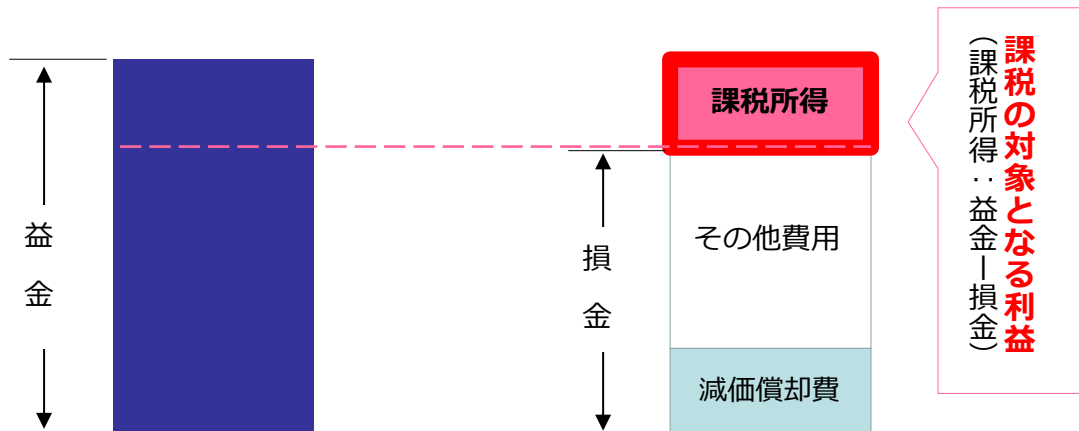
税務において、減価償却した費用は、課税の対象となる課税所得から除外されます。

【減価償却（普通償却）】

定額法、取得価額100、耐用年数10年の場合



【課税の対象となる利益（課税所得）】



離島地域の税制特例制度（国税）の概要

離島地域における工業用機械等に係る割増償却制度について

都道府県が定める**離島振興計画**における、**産業の振興を促進する区域**※において、対象の事業を行う事業者が、当該事業のために用いる**設備の取得、建設、改修等**を行った場合、**5年間の割増償却**を行うことができます。

※ 過疎地域持続的発展市町村計画における、産業の振興を促進する区域は対象外となります。

対象業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、
情報サービス業等

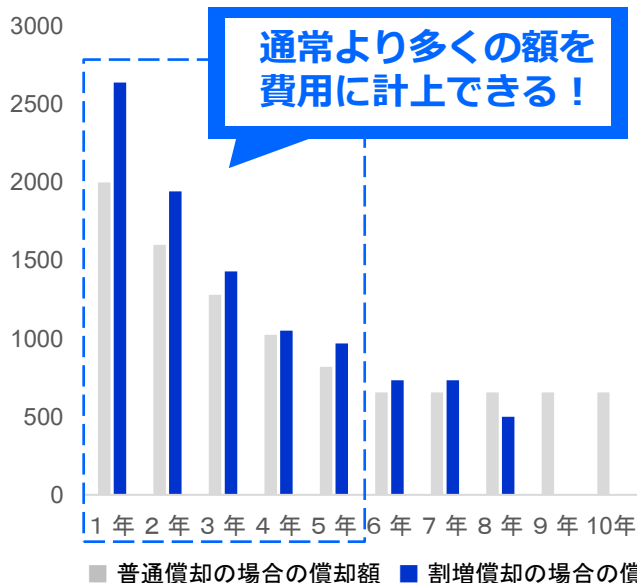
対象設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得、
新增設、改修等

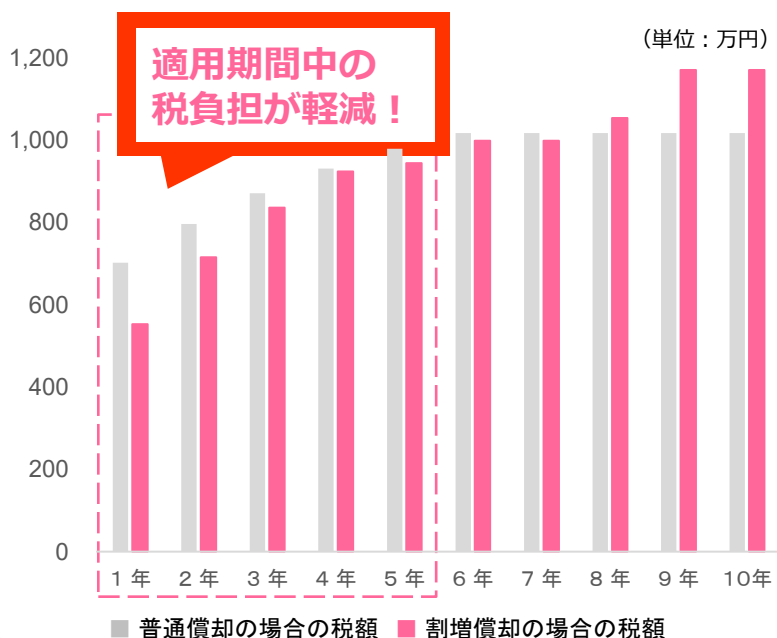
特例内容

取得価額の一定割合に相当する額を、当該事業年度より
5年間で割増して減価償却できます。

割増償却を行った場合の減価償却額



割増償却を行った場合の法人税額



対象となる地域

離島税制の対象となる区域は？

都道府県が定める**離島振興計画**における、**産業の振興を促進する区域**に対し、本優遇措置が適用されます。

※過疎地域持続的発展市町村計画における産業の振興を促進する区域は対象外となります。

○離島振興計画

離島振興法に定める離島振興対策実施地域を有する都道府県が策定する計画

○産業の振興を促進する区域

離島振興計画の中で、産業振興促進事項の対象として記載のある区域

離島振興対策実施地域



産業の振興を促進する区域

(記載例)

● ● 県 離島振興計画

△△地域産業振興促進事項
(産業の振興の促進に関する事項)

対象地域：□□島全域

対象業種：農林水産物等販売業
製造業
旅館業
情報サービス業等
...

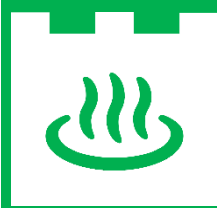
対象となる業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等^(※1)とは？



製造業

食料品製造、木材・木製品製造、繊維製造、金属製品製造、生産用機械器具製造、電気機械器具製造 等



旅館業

ホテル営業、旅館営業 等



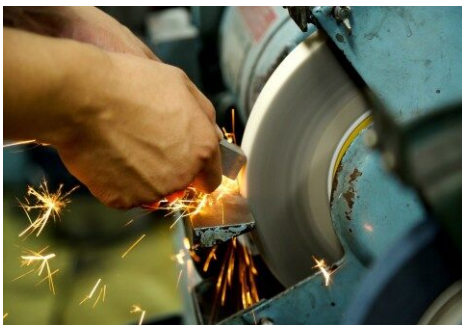
農林水産物等 販売業^(※2)

農畜産物・水産物販売業、食料・飲料販売業、野菜・果実販売業、食肉販売業、鮮魚販売業、酒販売業 等



情報 サービス業等

情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業



※1 日本標準産業分類（総務省）を参考にしてください。

※2 指定地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業を指します。

対象となる設備投資

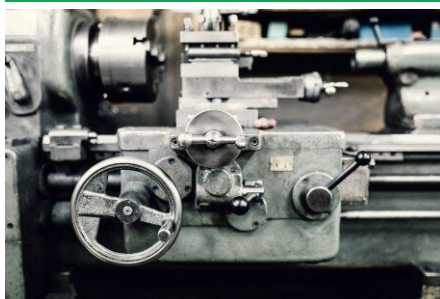
対象となる設備は？どのような場合に活用されているのか？

本制度の対象は、**機械・装置、建物・附属設備、構築物**です。

これらの設備について、事業者が、**取得、建設、改修（増改築、修繕又は模様替）**などを行った場合に、本制度を利用することができます。

※ 取得等をした機械及び建物が、割増償却の対象になるかどうかは、最寄りの税務署でご確認ください。

機械・装置



建物 附属設備



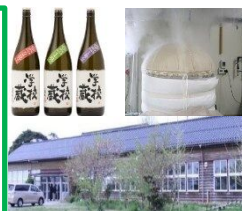
構築物



こんな場面で活用されています！

A 社 (製造業)

酒造場が手狭になったため、廃校舎を酒蔵として改修し、清酒製造に使用する機器を取得。校舎を活かし、地域活性化のためのプロジェクトを行っている。



B 社 (旅館業)

島の観光の活性化に対応するため、島外の企業が離島での新たなホテル事業に参入。新規の地元雇用が創出された。



C 社 (農林水産物 等販売業)

既存の施設では手狭になったため、新たな豚舎等建設。地域の特性を活かした先進的な経営や生産で成果を挙げている。



事業者・設備投資の規模等の要件

小規模事業者でも利用できるのか？設備の取得価額の要件は？

本制度は、事業者の業種、資本金の規模に応じて、**最小で500万円の設備投資から利用でき**、**建物の改修も対象**となるなど、**小規模事業者に幅広く利用して頂ける優遇措置**です。

対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下 (又は一定規模※2の個人事業主)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、 建物・附属設備、 構築物に係る取得等	機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得等(新增設に限る)	
取得 価 額 ※1	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期限		令和9年3月31日まで		

※1 補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。
※2 常時使用する従業員の数が1,000人以下。

離島地域の税制特例制度（地方税）の概要

離島地域における地方税の課税免除等の減収補填措置について

産業の振興を促進する地域※で、事業者が事業のために用いる機械、建物等を新增設した際、地方公共団体が、事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除又は不均一課税した場合、課税免除等による減収額の一部を国が地方交付税により補填します。

これにより、地方公共団体は、少ない財政負担のもとで、より手厚い事業者への支援措置を行うことができます。

※過疎地域持続的発展市町村計画における産業の振興を促進する区域は対象外となります。

課税免除等の減収補填措置のイメージ



課税免除等による減収

対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設		
取得価額※	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
適用期限		令和9年3月31日まで		

※ 補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。

離島税制の特長

- 1 事業者は、適用期間中の減価償却額を通常より多く計上でき、国税の税負担が軽減（繰り延べ）されます。
- 2 事業者は、幅広い業種、設備、場面で利用でき、一定の場合には少額の設備投資でも利用できます。
- 3 地方自治体は、地方税の減収補填措置によって、独自の税制優遇措置（課税免除等）を少ない財政負担で行うことができ、より手厚く事業者を支援できます。

「離島税制」が適用される地域

令和8年5月時点

…適用地域

都道県名	市町村名	島 名
北海道	礼文町	礼文島
	利尻町	利尻島
	利尻富士町	
	羽幌町	焼尻島
		天売島
	奥尻町	奥尻島
	厚岸町	小 島
	女川町	江 島
宮城県	石巻市	網地島
		田代島
	塩竈市	寒風沢島
		野々島
		桂 島
		朴 島
山形県	酒田市	飛 島
東京都	大島町	大 島
	利島村	利 島
	新島村	新 島
		式根島
	神津島村	神津島
	三宅村	三宅島
	御蔵島村	御蔵島
	八丈町	八丈島
青ヶ島村	青ヶ島	
新潟県	粟島浦村	粟 島
	佐渡市	佐渡島
石川県	輪島市	舩倉島
静岡県	熱海市	初 島
愛知県	西尾市	佐久島
	南知多町	日間賀島
		篠 島
三重県	鳥羽市	神 島
		答志島
		菅 島
		坂手島
	志摩市	渡鹿野島
		間崎島
滋賀県	近江八幡市	沖 島

都道県名	市町村名	島 名
兵庫県	南あわじ市	沼 島
	姫路市	男鹿島
		家 島
		坊勢島
		西 島
島根県	隠岐の島町	島 後
	海士町	中ノ島
	西ノ島町	西ノ島
	知夫村	知夫里島
岡山県	備前市	大多府島
		鴻 島
	瀬戸内市	前 島
	岡山市	犬 島
	玉野市	石 島
	倉敷市	松 島
		六口島
	笠岡市	高 島
		白石島
		北木島
		真鍋島
		小飛島
		大飛島
		六 島
広島県	福山市	走 島
	尾道市	百 島
		細 島
	三原市	佐木島
		小佐木島
	大崎上島町	生野島
		大崎上島
		長 島
	呉市	三角島
		斎 島
		情 島
	大竹市	阿多田島
	江田島市	
	広島市	似 島

…適用地域

都道県名	市町村名	島 名
山口県	岩国市	端 島
		柱 島
		黒 島
	周防大島町	情 島
		浮 島
		前 島
		笠佐島
	柳井市	平郡島
	田布施町	馬 島
	平生町	佐合島
	上関町	祝 島
		八 島
	光 市	牛 島
	周南市	大津島
	防府市	野 島
	下関市	蓋井島
		六連島
	萩 市	見 島
		大 島
		櫃 島
		相 島
徳島県	阿南市	伊 島
	牟岐町	出羽島
香川県	小豆島町	小豆島
	土庄町	沖之島
		小豊島
		豊 島
	直島町	直 島
		屏風島
		向 島
	高松市	男木島
		女木島
		大 島
	坂出市	櫃石島
		岩黒島
		与 島
		小与島
	丸亀市	本 島
		牛 島
		広 島
		手 島
		小手島
	多度津町	佐柳島
		高見島
	三豊市	粟 島
		志々島
	観音寺市	伊吹島

都道県名	市町村名	島 名
愛媛県	上島町	高井神島
		魚 島
		弓削島
		佐 島
		生名島
		岩城島
		赤穂根島
	今治市	鵜 島
		津 島
		大下島
		小大下島
		小 島
		来 島
		馬 島
		比岐島
	新居浜市	大 島
		安居島
	松山市	興居島
		野忽那島
		睦月島
		中 島
		怒和島
		津和地島
		二神島
		釣 島
	大洲市	青 島
	八幡浜市	大 島
	宇和島市	嘉 島
		戸 島
		日振島
		竹ヶ島
高知県	宿毛市	沖の島
		鵜来島
福岡県	北九州市	馬 島
		藍 島
	宗像市	地 島
		大 島
	新宮町	相 島
	福岡市	玄界島
		小呂島
	糸島市	姫 島
佐賀県	唐津市	高 島
		神集島
		小川島
		加唐島
		松 島
		馬渡島
		向 島

…適用地域

都道県名	市町村名	島 名
長崎県	対馬市	対馬島
		海栗島
		泊 島
		赤 島
		沖ノ島
		島山島
	壱岐市	壱岐島
		若宮島
		原 島
		長 島
		大 島
	松浦市	黒 島
		青 島
		飛 島
	平戸市	大 島
		度 島
		高 島
	佐世保市	宇久島
		寺 島
		高 島
		黒 島
	小値賀町	六 島
		野崎島
		納 島
		小値賀島
		黒 島
		大 島
		斑 島
	新上五島町	中通島
		頭ヶ島
		桐ノ小島
		若松島
		日ノ島
		有福島
		漁生浦島
		奈留島
	五島市	前 島
		久賀島
		蔵小島
		枕 島
		福江島
		赤 島
		黄 島
		黒 島
		島山島
		嵯峨島
		江 島
	西海市	平 島
		松 島
	長崎市	池 島
		高 島

都道県名	市町村名	島 名
熊本県	上天草市	湯 島
	天草市	中 島
		横浦島
		牧 島
		御所浦島
		横 島
大分県	姫島村	姫 島
	津久見市	地無垢島
		保戸島
	佐伯市	大入島
		大 島
		屋形島
		深 島
宮崎県	延岡市	島野浦島
	日南市	大 島
鹿児島県	串間市	築 島
	長島町	獅子島
	出水市	桂 島
	薩摩川内市	上甑島
		中甑島
		下甑島
	鹿児島市	新 島
	西之表市	馬毛島
	中種子町	種子島
	南種子町	
	屋久島町	屋久島
	三島村	口永良部島
		竹 島
		硫黄島
	十島村	黒 島
		口之島
		中之島
		諏訪之瀬島
		平 島
		悪石島
		小宝島
		宝 島

お問い合わせ先

国土交通省 国土政策局 離島振興課

(代 表) 03-5253-8111 (内線29-638)

(直 通) 03-5253-8421

離島税制の適用の申請に関するお問い合わせは、

- ・ 事業所の所在する市町村の税や産業振興の窓口
- ・ 各国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」
- ・ 国税庁のタックスアンサー

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>

- ・ 地方公共団体の担当部署（地方税の場合）

をご利用ください。